

必要書類：直近で点検した下記書類のコピー

簡易専用水道検査結果書

様

登録番号 第〇〇号
検査機関名称 〇〇〇〇株式会社
代表者 〇〇〇〇
所在地

水道法第34条の2第2項に基づく簡易専用水道の検査結果は次の通りです

委託日	令和5年●月×日	検査日	令和5年●月▲日
受検給水施設 (建築物名等)	名称 〇〇スーパー×店 所在地 ●●市●●区●町●丁目1-1		
設置者	名称 ●●●●株式会社 代表取締役社長 ●●●●		
管理者	名称 所在地 ●●市●●区●町●丁目1-1		
検査立会者	氏名		

施設概要

種類	ビル管理技術者名	資格取得番号
主用途		
給水方式		
防錆材使用		
受水槽	槽数	設置場所
	形状	材質
	材質	

施設及びその管理の状況に関する検査

検査事項	判定基準等	判定	
		受水槽	高置水槽
1.水槽周囲の状態	点検、清掃、修理などに支障のない空間が確保されていること。	1	26
	清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。	2	27
	水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。	3	28
2.水槽本体の状態	点検、清掃、修理などに支障のない形状であること。	4	29
	亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。	5	30
	雨水等が入り込む開口部や接合部の隙間がないこと。	6	31
	水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密封されていること。	7	32
3.水槽内部の状態	水槽上部に水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。	8	33
	水槽のふたの上部には他の設備機器等が置かれていないこと。	9	34
	水槽の上床盤の上部には水を汚染する恐れのある設備、機器等が置かれていないこと。	10	35
4.水槽のマンホールの状態	汚泥、赤さび等の沈積物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。	11	36
	掃除が定期的に行なわれていることが明らかであること。	12	37
	外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。	13	38
	当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。	14	39
	流入口と流出口が近接していないこと。	15	40
5.水槽のオーバーフロー管の状態	水中及び水面に異常な浮遊物が認められないこと。	16	41
	ふたが防水密閉型であって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであること。	17	42
	マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。	18	43
6.水槽の通気管の状態	点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。	19	44
	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	20	45
	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。	21	46
	防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	22	47
7.水槽の水抜管の状態	通気管として十分な有効断面積を有するものであること。	23	48
	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。	24	49
	管端部と排水管の流入口等の間隔は逆流防止に十分な距離であること。	25	50
8.給水管等の状態	水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。		51
	当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。		52

給水栓における水質の検査

検査事項	判断基準等
1.臭気	異常な臭気が認められないこと。
2.味	異常な味が認められないこと。
3.色	異常な色が認められないこと。
4.色度	五度以下であること。
5.濁度	二度以下であること。
6.残留塩素	検出されること。

判定	
53	
54	
55	
56	
57	
58	

書類の整理などに関する検査

検査事項	判断基準等
書類の整理及び 保存の状況	簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面が整理保存されていること。
	受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図が整理保存されていること。
	水槽の掃除の記録が整理保存されていること。
	水槽点検の記録が整理保存されていること。
	給水栓における水質検査の記録が整理保存されていること。

判定	
59	
60	
61	
62	
63	

施設特記事項

--

判定事由

--

検査員氏名

--



業者によって書式は異なる場合があります。